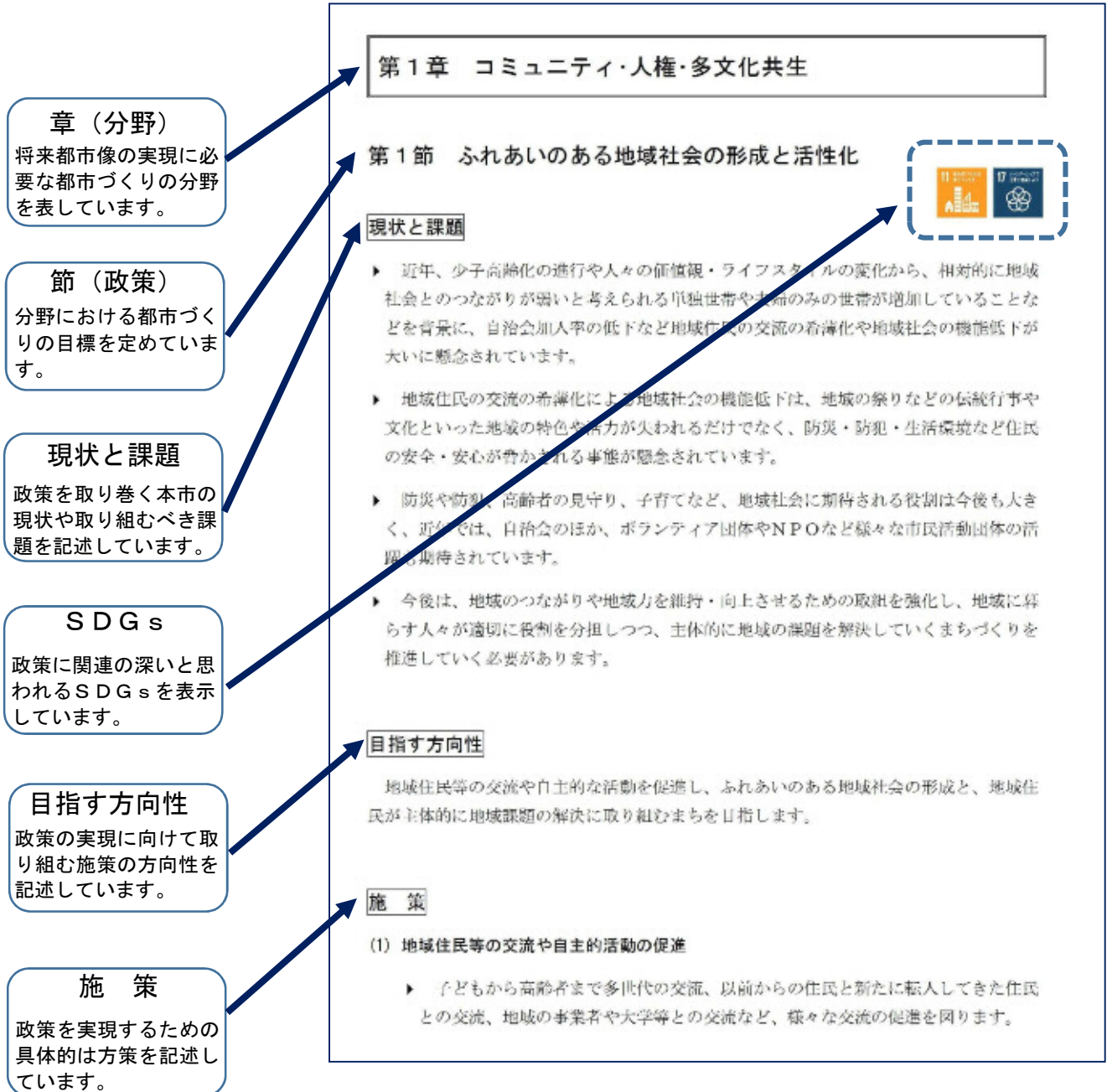
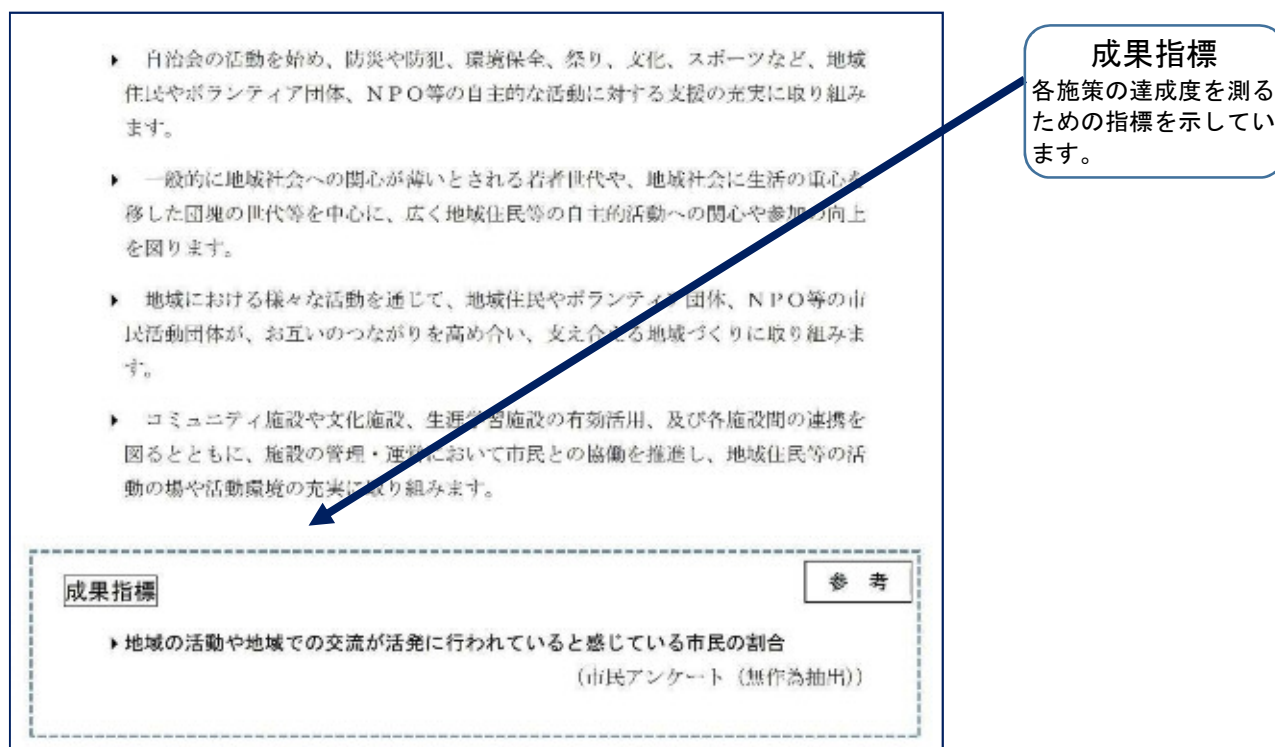


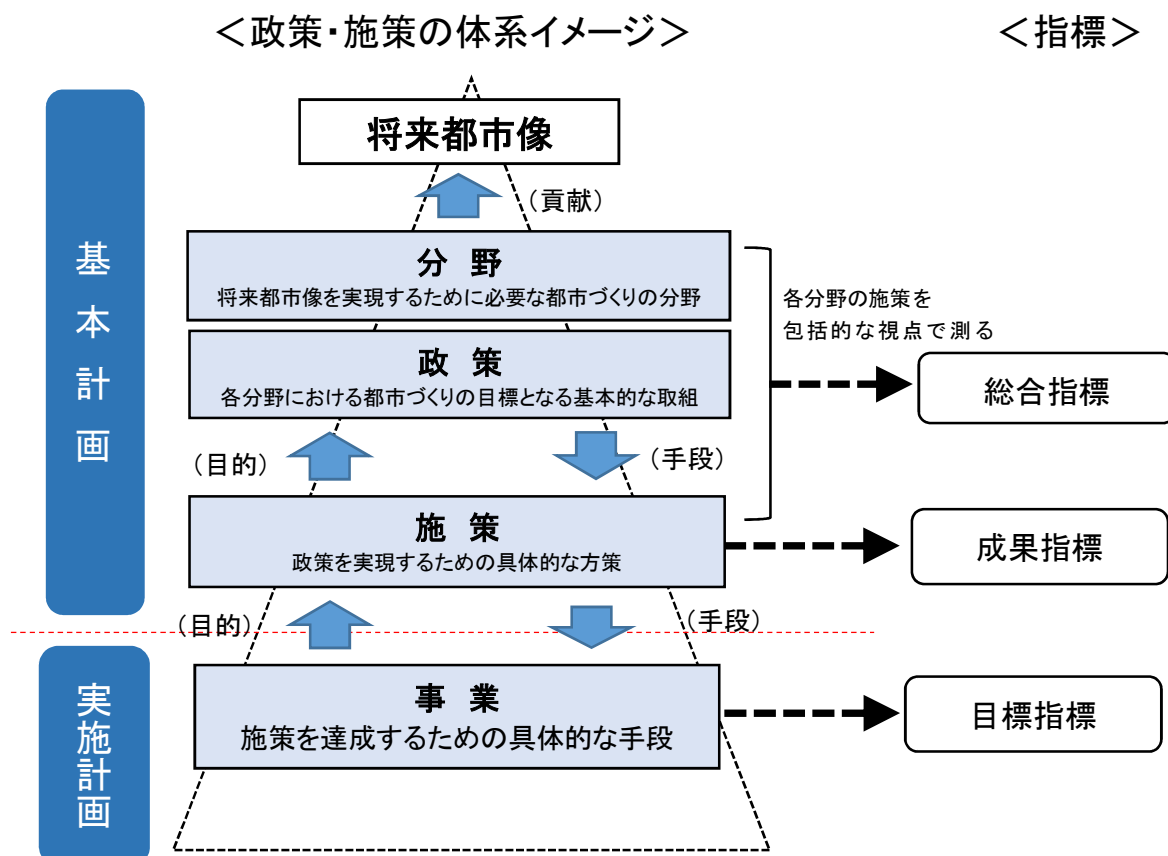
第 3 部 各分野の政策と施策

各分野の政策と施策の見方





各分野の政策と施策の体系構造



第1章 コミュニティ・人権・多文化共生

第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化



現状と課題

- ▶ 近年、少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、相対的に地域社会とのつながりが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していることなどを背景に、自治会加入率の低下など地域住民の交流の希薄化や地域社会の機能低下が大いに懸念されています。
- ▶ 地域住民の交流の希薄化による地域社会の機能低下は、地域の祭りなどの伝統行事や文化といった地域の特色や活力が失われるだけでなく、防災・防犯・生活環境など住民の安全・安心が脅かされる事態が懸念されています。
- ▶ 防災や防犯、高齢者の見守り、子育てなど、地域社会に期待される役割は今後も大きく、近年では、自治会のほか、ボランティア団体やNPOなど様々な市民活動団体の活躍も期待されています。
- ▶ 今後は、地域のつながりや地域力を維持・向上させるための取組を強化し、地域に暮らす人々が適切に役割を分担しつつ、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを推進していく必要があります。

目指す方向性

地域住民等の交流や自主的な活動を促進し、ふれあいのある地域社会の形成と、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

施策

(1) 地域住民等の交流や自主的活動の促進

- ▶ 子どもから高齢者まで多世代の交流、以前からの住民と新たに転入してきた住民との交流、地域の事業者や大学等との交流など、様々な交流の促進を図ります。

- ▶ 自治会の活動を始め、防災や防犯、環境保全、祭り、文化、スポーツなど、地域住民やボランティア団体、NPO等の自主的な活動に対する支援の充実に取り組みます。
- ▶ 一般的に地域社会への関心が薄いとされる若者世代や、地域社会に生活の重心を移した団塊の世代等を中心に、広く地域住民等の自主的活動への関心や参加の向上を図ります。
- ▶ 地域における様々な活動を通じて、地域住民やボランティア団体、NPO等の市民活動団体が、お互いのつながりを高め合い、支え合える地域づくりに取り組みます。
- ▶ コミュニティ施設や文化施設、生涯学習施設の有効活用、及び各施設間の連携を図るとともに、施設の管理・運営において市民との協働を推進し、地域住民等の活動の場や活動環境の充実に取り組みます。

成果指標

参 考

- ▶ 地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)

第2節 人権尊重社会の実現



現状と課題

- ▶ 人権問題に関しては、子ども、高齢者の人権侵害、障害、性別、外国籍を理由とする差別や偏見、インターネットによる人権侵害、同和問題など様々なものがあり、これらの解消が今もなお重要な課題となっています。そのため、人権教育や啓発など各種施策を市民、事業者、関係機関等と連携しながら、積極的かつ継続的に推進する必要があります。
- ▶ 男女共同参画社会の実現に向けて、本市では性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行の見直しを促すため、平成15（2003）年に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、各種取組を推進してきました。
- ▶ 近年では様々な場で活躍する女性が増え、これまで実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった役割分担意識については薄れてきてはいるものの、「家庭生活の場」、「社会通念や慣習など」、「職場」等の平等感は低く、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は依然として多く残されています。
- ▶ また、「男女共同参画相談室」等における女性からの相談件数は増加傾向にあり、相談の内容として配偶者や交際相手等からの暴力に関する相談が最も多くなっています。また、女性の約2割が身体に対する暴力を受けたことがあると回答した市民意識調査の結果もあるなど、総合的な対策を講じる必要があります。

目指す方向性

人権に関する意識の向上と被害者への支援に積極的に取り組み、社会全体で不当な差別を許さない人権尊重社会を目指します。

施策

(1) 人権を尊重する意識の醸成

- ▶ 人権問題の解消に向けた市民の意識・関心と社会全体の気運の向上を図り、あらゆる人権侵害をなくし、人権を尊重する意識の醸成を推進するため、市民や事業者、国や埼玉県など関係機関等と連携・協力して、学校教育の場を始めとする人権

教育、市民や事業者等への人権啓発、被害者等が相談しやすい環境づくりなど、各種取組の充実を図ります。

- ▶ 配偶者や交際相手等からの暴力の防止のため、情報の提供、相談体制の充実を図り、関係機関等と連携・協力して市民への啓発に取り組めます。

(2) 男女共同参画社会の実現

- ▶ 男女平等意識の向上、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを促すとともに、仕事や家庭生活、地域活動など様々な場における男女の共同参画を進めるため、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、意識啓発や各種情報の提供、ひとり親を含めた育児や介護等に関する支援等に取り組めます。
- ▶ 市の各種審議会など政策・方針決定過程の場への女性の積極的な登用を、引き続き推進します。

成果指標

参 考

- ▶ 人権が尊重されていると感じている市民の割合
(市民アンケート (無作為抽出))
- ▶ 「男は仕事、女は家庭」など、性別による役割分担が未だに存在している市民の割合
(市民アンケート (無作為抽出))

第3節 多文化共生社会の実現等



現状と課題

- ▶ 本市における外国人市民は、平成 28（2016）年 10 月現在で 19,433 人、総人口に占める割合は 1.45%となっています。平成 30（2018）年 12 月に可決・成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」によって新たな在留資格が設けられ、経済、文化、スポーツなど様々な分野におけるグローバル化や高度情報化の一層の進展に伴い、国境を越えた人の移動や交流が更に活発化すると見込まれます。
- ▶ このような背景を踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に取り組み、地域の活性化や都市としての魅力の向上につなげていく必要があります。
- ▶ また、平成 17（2005）年 12 月に制定した「さいたま市平和都市宣言」に基づき、国際社会の一員として核兵器等の廃絶と世界の恒久平和実現に貢献していくことが求められます。

目指す方向性

文化の違いを互いに認め合い、地域社会の仲間として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現とともに、様々な分野での国際交流・協力を積極的に推進し、世界の恒久平和に向けた取組を展開します。

施策

（1）国際交流・多文化共生社会の推進

- ▶ 国際交流・協力活動に取り組む関係団体の支援や連携、外国人市民に対する様々な情報発信や生活支援の充実を図るなど、国際的なまちとして誰もが地域の一員として生活できる環境づくりに取り組みます。
- ▶ 外国と日本の互いの文化や習慣、言語などを学ぶ事業やイベントの充実を図ります。

(2) 世界の恒久平和実現への貢献

- ▶ 次代を担う子どもたちが戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ機会の充実を図るとともに、広く市民に平和への関心を促し、意識の高揚を図るなど、世界の恒久平和実現に貢献する取組を展開します。

成果指標

参 考

- ▶ 外国人にとって暮らしやすいまちであると感じる市民（外国人市民を含む）の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 平和推進事業への参加者数
(所管課所等の独自調査)

第2章 環境

第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現



現状と課題

- ▶ 地球温暖化は、本市の環境や市民生活に深刻な影響をもたらす危険性があり、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現が喫緊の課題となっています。地球温暖化の原因である温室効果ガスについて、本市では民生業務部門、民生家庭部門及び運輸部門からの排出割合が大きいことから、先駆的な施策を取り入れながら、市民・事業者・行政の連携・協力のもと、排出量の削減に向けたそれぞれの役割と責任を着実に果たしていく必要があります。
- ▶ SDGsにおいて、長期安定的なクリーン電力の確保が掲げられていることから、本市においても電力の地産地消の仕組みづくりにより、持続可能なエネルギーを確保し、都市機能のレジリエンスを高めていく必要があります。それには、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーを積極的に導入し拡大することが課題となっています。

目指す方向性

誰もが地球温暖化対策の取組を積極的に実践することで、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指します。

施策

(1) 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

- ▶ 地球温暖化対策の普及啓発を通じ、市民・事業者による温室効果ガス削減に向けた節電等の率先行動、住宅やオフィス等における徹底した省エネルギー化を促進し、脱炭素社会に向けたまちづくりを推進します。
- ▶ 地域内での電力の地産地消、自立・分散型エネルギーシステムの構築など、持続可能なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を積極的に促進します。

- ▶ 脱炭素社会に向けて、先駆的な技術やサービスを市民・事業者・行政の連携・協力のもと取り組むとともに経済・社会・環境が連携して発展する「環境未来都市」の実現を目指します。

成果指標

参 考

- ▶ 市民一人（1世帯）当たりの温室効果ガス排出量

（国・県等の統計等）

- ▶ 市域の再生可能エネルギー等の導入量

（国・県等の統計等）

第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造



現状と課題

- ▶ 社会経済活動の進展は、資源の大量消費や廃棄物の大量発生などにより、様々な問題を引き起こしています。その解決のためには、ごみの排出を抑制するなどにより、市民一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直し、環境への負荷が少ない循環型社会を目指す必要があります。
- ▶ 本市のごみ排出量は、平成 30（2018）年度において一人 1 日当たりに換算すると 873 g となっています。ここ数年は、毎年約 10 g 減少傾向にありますが、経済状況等によっても変化するため、今後もより一層の減量に取り組む必要があります。
- ▶ また、処理施設の老朽化が進み、施設の更新が課題となっているほか、ごみ 1 t 当たり処理経費が近年増加傾向にあるため、ごみ処理経費の抑制に努める必要があります。
- ▶ さらに、市内の最終処分場は、現状のまま埋立てを行った場合、今後 20 年程度で満杯状態になる見込みであるため、埋立て量を削減し、現存施設の延命化に努める必要があります。
- ▶ これらの課題に対応するため、市民・事業者との連携・協力のもと、ごみの発生・排出の抑制、資源のリサイクルを適切に実施するとともに、環境への負荷が少なく効率的なごみの処理を推進することが重要です。

目指す方向性

市民、事業者、行政が連携・協力し、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 R を積極的に進め、ごみを減量し、適切に資源を有効活用して、環境負荷の少ないめぐるまち（循環型都市）の実現を目指します。

施策

（1）廃棄物の 3 R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進

- ▶ 食べ物を無駄にしない生活、買物時のマイバッグや外出時のマイボトルの使用などによる、ごみの発生抑制（リデュース）と、不要になったものを譲り合う再利用（リユース）を推進します。

- ▶ ペットボトル、びん、かん、古紙等の資源物を回収し、再生利用（リサイクル）を推進します。
- ▶ 3 Rの取組を普及・促進させるため、市民・事業者に対し、取組事例や成果等の情報を積極的に提供するとともに、3 R活動の支援に取り組みます。

(2) 廃棄物の適正かつ安定的な処理・循環利用の推進

- ▶ ごみを焼却処理する際に発生する熱エネルギーによる発電量の向上、焼却灰・溶融スラグ等の有効利用など、廃棄物の循環利用を推進することにより最終処分率を削減します。
- ▶ 廃棄物の減量を進め、処理施設の負担軽減を図るとともに、更なる廃棄物の安定処理実現のために老朽化したプラントの更新や施設の適切な統廃合を推進します。
- ▶ 産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対して、その適正処理を指導し、循環利用を推進します。また、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、パトロール等の監視体制を強化します。

成果指標

参 考

- ▶ 市民一人1日当たりのごみの総排出量(g)
(所管課所等の独自調査)
- ▶ ごみの総排出量に対する最終処分比率(%)
(所管課所等の独自調査)

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造



現状と課題

- ▶ 本市は、首都圏有数の自然資源として、中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川等が市街地を挟むように位置しており、緑の骨格を形成しています。また、野鳥や水生生物等様々な生きものが生息する緑地や水辺が現存するなど、首都近郊にありながら、貴重な自然が多く残っており、本市の原風景をつくり出すとともに、心の安らぎを与えてくれています。
- ▶ しかし、経済活動の拡大や都市化の進展等に伴い、樹林地や池や沼は年々減少を続けており、今後もこの傾向は続く予想されています。特に、見沼田圃については、遊休農地や荒れ地などが増加傾向にある中で、耕作者や土地所有者による営農努力や従来の行政の取組だけではその保全・再生が困難になりつつあり、市の重要課題の一つとなっています。

目指す方向性

見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生、都市緑化の推進と良好な生活環境の確保により、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを創造します。

施策

(1) 良好な生活環境及び自然環境の保全

- ▶ 市民・事業者等との連携・協力による情報提供や意識啓発、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区の指定などを通じ、身近な緑地や「里やま」等の自然環境及び生物多様性の保全・再生に取り組みます。
- ▶ 自然の残る水辺を適切に保全し、市民の憩いの場としての環境整備に取り組むとともに、市民との協働による水辺の環境美化活動や、雨水の地下浸透・水資源の有効利用など水循環の健全化を図ります。
- ▶ 見沼田圃等の緑地空間と荒川に代表される河川とのネットワーク形成を推進します。

(2) 見沼田圃の次世代への継承

- ▶ 見沼田圃の特性を生かし、土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動等に関する様々な取組を総合的に推進しつつ情報発信の強化を図ることで、誰もが憩うことのできる心のふるさととして、魅力ある見沼田圃の再生・活性化を図るとともに、かけがえのない環境資産として守り育てます。

成果指標

参 考

- ▶ 水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 見沼田圃に魅力を感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)

第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現



現状と課題

- ▶ 環境の保全と創造により良好な生活環境を確保するために、社会全体で環境への関心を高め、日常生活や事業活動のあらゆる場面において環境に配慮することができるよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する必要があります。
- ▶ また、SDGsにも掲げられているように、環境分野単独では解決できない複雑かつ多様化した課題が山積している昨今においては、様々な主体との連携が必要です。今後は、各主体間で連携した環境教育・学習や環境に配慮した活動などの施策の推進がより一層求められています。

目指す方向性

市民、事業者、学校、行政など全ての主体が環境の保全と創造に関心を持ち、相互に連携して意欲的に取り組むことで、環境負荷の少ない都市の実現を目指します。

施策

(1) 市民・事業者と共に取り組む環境に配慮した行動の推進

- ▶ 環境への関心や学習意欲を高めるため、小中学生を対象とした環境教育の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで、誰もが情報収集や学習をすることができる機会や場所の創出について、民間とのネットワーク等も活用し、環境教育・学習を推進します。
- ▶ 環境に関する情報の共有や環境イベントの開催等を通じ、市民や事業者と連携・協力して環境の保全に取り組みます。
- ▶ 環境に関する市民の意識啓発を図るとともに、地域の活動を支援し、取組の輪を広げます。

成果指標

参 考

- ▶ 環境に配慮した行動を実施している市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

第3章 健康・スポーツ

第1節 主体的な健康づくりの推進

現状と課題



- ▶ 健康寿命の延伸及び生活習慣病の予防、がん等の早期発見・早期治療の推進のため、乳幼児から高齢者にいたるまで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた各種健康診査・検診の受診率向上への取組が重要な課題となります。
- ▶ スポーツ（競技スポーツやレクリエーションのほか、健康維持のための軽い運動、買い物や通勤時における歩行等も含めた意識的に行う様々な身体運動までを含みます。）は、体力の向上、生活習慣病の予防、精神的な充足感の獲得、青少年の健全な育成等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものです。
- ▶ 市民意識調査等の結果を見ても、本市におけるスポーツに関するイメージや施策の市民満足度は比較的高く、市民のスポーツ実施率は増加傾向にあります。一方で多くの市民が運動不足や、気軽にスポーツのできる場所・施設が少ないと感じている、またスポーツ施設の老朽化が進んでいるなど、課題も少なくありません。
- ▶ こころの健康を保つためには、スポーツや趣味などの活動を通じたストレス解消や生きがいづくりが重要です。また、地域社会との関係が満たされることは社会的な健康にもつながるため、家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による対策の推進が必要となります。

目指す方向性

市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組むことができる環境を整え、心身ともに健康で活力ある地域社会の実現を目指します。

施 策

(1) スポーツなどを通じた健康づくりの意識醸成

- ▶ 地域と共に一人ひとりが心身ともに健康的な生活ができるよう、定期的な健康診査を促すとともに、乳幼児から高齢者に至るまでのそれぞれのライフステージや多

様化するライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むことができるよう、市民、民間団体、事業者などと一体となって効果的な取組を進めます。

- ▶ 互いに支え合いながら、かけがえのない命を大切にし、社会とのつながりを保つことができる地域社会の実現に向けて、地域、家庭、職場等でのこころの健康づくりを支援します。
- ▶ 市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことのできる機会の提供に、関係団体等と連携して取り組み、市民のスポーツ参加を促します。
- ▶ 市民が身近な場所で気軽にスポーツに親しむことのできるよう活動場所を提供します。

成果指標

参 考

- ▶ 健康寿命

(国・県等の統計等)

- ▶ ストレスが解消できていない人の割合

(市民意識調査)

第2節 スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進



現状と課題

- ▶ 少子高齢化の進行、価値観の変容や多様化、地域のつながりの希薄化、国際化の進展等、市民一人ひとりを取り巻く環境が大きく変化し、多くの課題を抱える現代社会においては、市民の健康づくりや生きがいづくりに貢献し、地域に深い絆を形成することに寄与するスポーツの果たす役割が、ますます重要になっています。
- ▶ 市民がスポーツに親しむ機会を増やして地域に活力を生み出すため、生涯スポーツの振興を図るとともに、スポーツツーリズムなどにより、スポーツの分野で観光・交流人口の拡大を図ることで、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する必要があります。
- ▶ 市民の体力向上や健康の保持増進を図るために、より多くの市民がスポーツを気軽に楽しめる環境づくりやスポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成を図っていく必要があります。
- ▶ 本市は、100年を超えるサッカーの歴史を有しており、2つのJリーグクラブを擁するホームタウンであることから、この地域特性を生かし、サッカーを核としてスポーツを活用したまちづくりを更に推進していく必要があります。
- ▶ 「スポーツのまち さいたま」の実現のため、大規模スポーツイベントである「さいたま国際マラソン」の開催、「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」の開催支援、及び「(一社)さいたまスポーツコミッション」の活動支援等を実施することにより、市の魅力を発信し、地域経済の活性化を推進する必要があります。

目指す方向性

「する」、「みる」、「まなぶ」、「ささえる」というスポーツ活動と、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携し、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進し、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現を目指します。

施 策

(1) スポーツと広範な分野の連携を通じた総合的なまちづくりの推進

- ▶ 市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの振興を推進し、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や醸成を図ります。
- ▶ サッカーを核として、様々なスポーツを活用したまちづくりを推進するとともに、市内外へ「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。
- ▶ スポーツコミッションとの連携により、地域経済の活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の誘致、青少年の健全育成に資する市民参加型のスポーツイベント等の開催を推進します。
- ▶ 民間力や地域のスポーツ資源、最新のＩＣＴを活用し、スポーツ人材の育成や持続可能なスポーツ環境の整備、スポーツビジネス・産業の創出や活性化を推進します。
- ▶ スポーツ施設等について、より効率的かつ効果的で、誰もが利用しやすくなるよう地域のスポーツ環境などの整備や運営の改善を図ります。

成果指標

参 考

- ▶ 本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 成人の週１回以上のスポーツ実施率
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 児童・生徒の週１回以上のスポーツ実施率（学校の体育の授業を除く）
(所管課所等のアンケート)

第4章 教育

第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進



現状と課題

- ▶ 技術革新による社会・経済状況が激しく変化する時代において、生きて働く知識・技能を習得し、A I（人工知能）では代替できない人間ならではの感性に基づいた思考力や判断力、表現力を身に付け、自身の学びを人生や社会に生かそうとする意欲や力、人間性をかん養していく必要があります。
- ▶ グローバル化が加速する中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場面において、外国語でちゅうちょせず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力を育成していく必要があります。また、複雑で予測困難な社会においては、自らが持つ可能性を発見し、人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、子どもたちに自己実現を図る力を育成するとともに、いじめや不登校等の解消を目指し、児童生徒に対する支援体制の充実を図ることが必要です。
- ▶ 人生100年時代を見据え、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できる社会を構築することが必要です。
- ▶ 急速な人口減少・少子高齢化が進展し、人間関係の希薄化による地域コミュニティの構造が大きな変化を迎えている中、地域が学校を育て、学校が地域を育てる、学校を核とした持続可能なスクール・コミュニティを構築することが必要です。
- ▶ 「社会に開かれた教育課程」の実現等による質の高い教育の提供のために、持続可能な社会に向けた教育環境を整備していくことが必要です。

目指す方向性

全国や指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策を展開し、我が国においてトップクラスの教育を確立してきた本市ならではの特色を生かした魅力ある教育を推進します。

施 策

(1) 12 年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成

- ▶ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたアクティブ・ラーニングの推進や教育の情報化推進などを通して、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力を育成します。
- ▶ 「さいたま市小・中一貫教育」や市立高等学校の「特色ある学校づくり」を推進するとともに、豊かな自然環境を生かした自然体験活動の推進などを通して、夢を実現しようとする高い志を持って、可能性に挑戦する力を育成します。

(2) グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成

- ▶ グローバル社会で主体的に行動し、たくましく生きる児童生徒をはぐくむグローバル・スタディの推進や、中学生に望ましい勤労観・職業観をはぐくむ「未来（みら）くるワーク体験」の推進などを通して、多様な人々との関わりの中で、共感力や人間ならではの感性、創造性等をはぐくむことにより、コミュニケーションを通じて人間関係を築く力、豊かな情操や規範意識、ものごとを最後までやり抜く力、社会的・職業的自立に向けた能力・態度等を育成します。また、子どもたちが自己肯定感を持って、困難に向き合い乗り越え人生を主体的に切り拓いていく力をはぐくみ、いじめ、不登校等の解消を推進します。さらに、子どもたちの個々のニーズに応じたきめ細かな教育的支援や学習環境の充実を図ります。
- ▶ 子どもたちの体力向上に向けた取組の推進とともに、学校・家庭・地域が連携した食育の推進などを通して、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成します。

(3) 人生 100 年時代を輝き続ける力の育成

- ▶ 市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応える「さいたま市民大学」の推進や、図書館、公民館、博物館などの身近な生涯学習関連施設の利活用などを通して、全ての人が生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備します。
- ▶ 「生涯学習人材バンク」など学習成果の活用の仕組みづくりを通して、人生を豊かに生きるために、学んだことを生かして活躍できる環境を整備します。また、社

会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、諸課題の解決を主体的に担うことができる力を育成します。

(4) スクール・コミュニティによる連携・協働の充実

- ▶ 学校と地域が連携・協働して未来を担う子どもたちをはぐくむ「学校を核とした地域づくり」の推進などを通して、学校・家庭・地域・行政の連携・協働体制を構築し、地域の教育力の向上を図るとともに、地域に信頼される学校づくりを推進します。
- ▶ チャレンジスクールの充実や学校安全ネットワークの推進などを通して、地域の多様な教育資源を活用し、地域コミュニティの活性化と、地域発展の担い手となる人材を育成します。

(5) 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備

- ▶ 時代のニーズや多様化する教育課題に対応する教員の資質能力の向上や、部活動の適正化に向けた部活動指導員の配置などを通して、新しい時代の教育に向けた学校の指導体制を構築します。
- ▶ 学校施設の計画的な改築・改修を実施するとともに、防災教育や交通安全対策の推進などを通して、安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに、学校安全体制を推進します。

成果指標

参 考

- ▶ 全国学力・学習状況調査の実施科目の平均正答率について、本市と大都市平均との比較
(国・県等の統計等)
- ▶ 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 「難しいことでも、失敗をおそれないで挑戦している」児童生徒の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 「外国のことについて、もっと知りたいと思う」児童生徒の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合
(所管課所等のアンケート)

- ▶ 「学ぶことや働くことの意義を考えたり、今、学校で学んだことと、自分の将来とのつながりを考えている」児童生徒の割合

(所管課所等のアンケート)

- ▶ 「運動やスポーツをすることが好き」な児童生徒の割合

(所管課所等のアンケート)

- ▶ 「学習機会を得ている」と感じる市民の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

- ▶ 「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

- ▶ 「地域の学校は、地域から信頼されている」と思う市民の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

- ▶ 「地域の人たちは、自分たちを見守り、支えてくれている」と思う児童生徒の割合

(所管課所等のアンケート)

- ▶ 「市政への満足度・重視度」における『学校の教育活動（授業、学校行事、部活動など）』において、「満足・やや満足」と回答した保護者の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

- ▶ 「市政への満足度・重視度」における『学校の環境（安全・安心・快適など）』において、「満足・やや満足」と回答した保護者の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

第5章 生活安全

第1節 安全・安心に暮らせる生活環境の形成



現状と課題

- ▶ 本市の交通事故発生件数は、平成 22（2010）年をピークに減少傾向であるものの、高齢化の進行とともに、交通事故発生件数に占める高齢者の事故の割合が高くなる傾向にあります。本市における交通事故は、高齢者の事故のほか、自転車の事故も多く、交通安全に関する普及啓発活動を推進していくとともに、生活に密着した交通安全対策を強化する必要があります。
- ▶ 本市の刑法犯認知件数は、自治会やPTA等の地域団体による自主的な防犯パトロールや子どもの見守り活動が活発になったこともあり、平成 16（2004）年をピークに減少に転じています。しかし、本市の特徴として、刑法犯認知件数の中で多くを占める自転車盗や、身近な脅威となるひったくりや侵入窃盗など、市民生活に身近なところで発生する犯罪が多いため、これらの活動を支援していくことが重要です。
- ▶ また、若者や高齢者を対象とした消費者トラブルは依然として増加しており、内容も多様化・複雑化が進んでいるため、被害の未然防止・解決に向けた迅速かつ適切な取組が必要です。
- ▶ 食中毒や感染症を防止するために、食品関連施設や生活衛生関係営業施設の監視指導や検査を充実するとともに、国・地方自治体との連携を密にして情報の収集を行い、市民に対して食中毒や感染症に関する情報提供及び正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

目指す方向性

交通事故や犯罪の抑制に努め、生活衛生・食品の安全性の向上に取り組むことで、全ての市民が安全・安心に暮らせる都市を目指します。

施 策

(1) 交通事故の防止

- ▶ 事故の発生地点に重点を置いた道路照明施設やカーブミラー等の交通安全施設の整備・充実など、交通事故の防止に向けた道路環境整備を推進します。
- ▶ 横断歩道の敷設や信号機の設置等の地域要望を的確にとらえ、警察等関係機関と連携して交通安全環境の改善に取り組みます。
- ▶ 交通事故に遭いやすい幼児や児童、高齢者を中心に、各世代に応じた自転車の安全利用を含む交通教育を推進するなど、市民に広く交通安全意識の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守やマナーの習得を促進し、交通事故の未然防止につなげます。

(2) 地域と連携した防犯の推進

- ▶ 街路灯の設置・充実により、人の目が行き届きやすいようにするなど、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、市民の身近な場所で発生する犯罪や、人が多く集まる場所などで発生する犯罪の防止・抑制を図ります。
- ▶ 防犯に関する広報・啓発の充実により市民の防犯意識を向上させ、また自主防犯活動団体の支援により地域における防犯活動を活性化させるとともに、暴力排除を推進するなど、住民と共に地域の安全・安心の確保に取り組みます。

(3) 消費者トラブルの拡大の防止

- ▶ 消費者トラブルに遭遇した際の相談窓口の周知と相談体制を強化し、被害の拡大防止を図るとともに、警察等関係機関とも連携して被害者の救済に努めるなど、安全・安心な消費生活の確保に取り組みます。
- ▶ 消費者トラブルに関する最新情報や知識を分かりやすく迅速に市民に発信・啓発することで、市民の注意を喚起し被害の未然防止を図ります。

(4) 生活衛生と食品の安全性の向上

- ▶ 生活衛生関係営業施設、食品関連施設の監視指導や検査、市民への情報提供の充実に努め、市民の健康被害防止を図ります。

成果指標

参 考

▶ 交通事故件数

(国・県等の統計等)

▶ 刑法犯認知件数

(国・県等の統計等)

▶ 消費者トラブル対策が充実していると感じている市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

▶ 衛生施設等に関して満足している市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

第6章 福祉

第1節 誰もが長生きして暮らせる地域共生社会の実現



現状と課題

- ▶ 本市は、いわゆる団塊の世代の人口分布が多く、令和7（2025）年までの間に75歳以上の後期高齢者が急速に増加していくことが予測されます。また、市内の単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯についても、今後、更なる増加が見込まれます。
- ▶ 本市の要支援、要介護の認定者数については、これまで一貫して前年度を上回る状況が続いていますが、健康寿命も延伸しており、元気で活動的な高齢の方々も増加しています。
- ▶ また、国では、令和7（2025）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「医療」、「介護」、「自立した日常生活の支援」、「介護予防」、「住まい」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進することとしています。
- ▶ 本市においては、高齢者を始めとする市民の協力を得て、互助の仕組みを強化することにより、高齢者の自立支援や重度化防止の推進、日常生活を支援する体制の整備、認知症施策の推進など地域包括ケアシステムの具現化に取り組む必要があります。

目指す方向性

住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ること、誰もが安心して長生きすることができる地域共生社会の実現を目指します。

施策

(1) 可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる社会の実現

- ▶ 高齢者の生活機能の低下や重度化を防止し、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域づくりによる介護予防の取組を進めます。
- ▶ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、生活支援、サービスの提供体制を強化し、幅広く支え合うことができる地域づくりを進めます。

- ▶ 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、生活基盤としての居住環境の整備や介護サービスの充実を図ります。

成果指標

参 考

- ▶ 75 歳～79 歳の介護認定率

(所管課所等の独自調査)

- ▶ 介護認定者の維持・軽度化した割合

(所管課所等の独自調査)

第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現

現状と課題



- ▶ 本市では、人口が増加している中、障害者の数も増加傾向にあります。平成30(2018)年度末における身体障害者手帳所持者数は33,404人で、障害者手帳所持者全体の約63%を占めています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は11,756人と、前年度末に比べて796人、約7%増加しています。
- ▶ 障害のある人に対する差別や偏見を無くし、不当な制約を受けることがないようにするためには、障害に対する正しい理解を促進することが必要となっています。
- ▶ 今後も、国の制度改正等に対応しつつ、関係機関同士の密な連携・協力のもと、障害のある人が必要とするサービスの確保が課題となっています。
- ▶ 特に、障害のある人が地域で自立し、安心して生活を送ることができる環境の整備（障害のある人の権利の擁護の推進、各種サービスの提供による日常生活への総合的な支援の推進、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援の充実）が必要となります。

目指す方向性

一人ひとりが持つ、その個性が互いに尊重され、自らが主体性を持ちながら社会と関わり合い、自立した生活を安心して送ることができる地域共生社会を目指します。

施策

(1) 誰もが権利の主体として、互いの権利を尊重し、安心して暮らしていける地域共生社会の実現

- ▶ 障害に対する偏見や差別をなくし、障害のある人に対する理解を深めるための各種啓発活動や、虐待を防止するための取組を進めることで、障害のある人が権利の主体として、共に暮らせる地域づくりに努めます。
- ▶ 乳幼児期から全てのライフステージにおいて、一貫した切れ目のない、総合的な支援が受けられる環境づくりを進めます。また、障害のある人が自らの利用するサービスを主体的に選択し、一人ひとりのニーズにあったサービスが受けられるよ

う、関係機関との連携を強化しながら相談支援体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化及び内容の充実に加えて、サービス提供者の能力や知識の向上を図ります。

- ▶ 全ての人が、社会の様々な分野に積極的に参加できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備を推進します。また、障害の有無に関わらず、誰もが社会を構成する一員として、就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。

(2) その人の状況に合わせた支援が受けられる仕組みづくり

- ▶ 生活に困窮する人など、支援を必要とする人に対する取組を実行します。

成果指標

参 考

- ▶ 「地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる」と答えた市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 生活自立・仕事相談センターの相談者が、必要とする支援の相談窓口につながった割合
(所管課所等の独自調査)

第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現



現状と課題

- ▶ 埼玉県が策定した「地域医療構想」によると、さいたま区域では、75歳以上人口の増加に伴い、令和7（2025）年には入院患者数は、平成25（2013）年の1.33倍、在宅医療等の需要が1.74倍になると見込まれています。
- ▶ 市内の高齢者人口の増加と、高齢者の一人暮らしや高齢夫婦のみ世帯数の増加に伴い、救急搬送件数が増加することが予測されています。限られた医療資源を有効活用するための救急医療体制が求められています。

目指す方向性

誰もが安心して暮らすことができるよう地域医療体制の充実を図ります。

施策

(1) 市民が安心・安全に暮らせる医療体制の充実

- ▶ 市民の暮らしの安心・安全を確保するため、地域のかかりつけ医（診療所）と病院との機能分担による連携を強化するなど、地域医療体制の充実を図ります。
- ▶ 初期・二次救急患者を受け入れる救急医療体制の安定した運営を確保します。また、救命救助の現場に立ち会った一般市民による適切な救命措置が行われるよう、AEDの普及啓発に取り組みます。

成果指標

参 考

- ▶ 「かかりつけ医」を持っている市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 医療体制が充実していると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)

第7章 子ども・子育て

第1節 子ども・子育てを支える都市の実現

現状と課題



- ▶ 全国的に少子化が進行している中、平成 29（2017）年における本市の合計特殊出生率は 1.38 で、近年で見ると横ばいの傾向にありますが、出生数については減少傾向にあります。
- ▶ 少子化対策は多様な主体による幅広い分野の取組が必要ですが、妊娠・出産、子育て支援施策の充実は欠かせないものです。このため、本市においても安心して妊娠・出産ができ、子育てしやすい環境づくりが求められています。
- ▶ 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健サービスの提供や保育環境の整備、地域ぐるみで子育てを支援する体制をあらゆる面から強化する必要があります。
- ▶ 認可保育所等の需要の増加に対し、受け皿確保が追いついておらず、平成 31（2019）年 4 月現在で 393 人の待機児童、2,037 人の利用保留児童が生じています。そのため、これらの早急な解消に向けて取り組む必要があります。
- ▶ 放課後児童クラブでは、平成 31（2019）年 4 月現在で 392 人の公設クラブ待機児童が生じているほか、民設クラブも大規模クラブ化または定員超過の状態であることから、積極的な施設整備を進めるとともに、育成支援環境の改善及び質の向上を図る必要があります。
- ▶ 全国的に世帯の小規模化の進行や共働き世帯の増加、地域社会における人間関係の希薄化などによって、家庭が孤立し、子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれており、社会全体で子育てを支援していく必要があります。
- ▶ 発達障害の社会的認知の広がりにより、全国的に支援を必要とする子どもや保護者は増加しています。障害のある子どもの健やかな育ちを促すとともに、保護者が抱える不安感を軽減するよう、環境の整備を図る必要があります。
- ▶ 子ども・青少年を取り巻く環境が常に変化するなか、子ども・青少年が抱える課題はますます複合化・複雑化してきているため、関係機関の連携、重層的な支援を図る必要があります。

目指す方向性

誰もが安心して子どもを産み育てることができ、未来を担う全ての子ども・青少年が個性を尊重され、健やかに育ち、社会で輝いて生きられるまちづくりを推進します。

施 策

(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる切れ目ない支援と親と子の健康づくり

- ▶ 妊娠、出産期において、安心して健やかに子どもを生み育てることができるように、妊産婦や子育て家庭の不安や悩みを軽減するため切れ目ない支援の充実を図ります。
- ▶ 子育てをしている家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの病気に対する医療給付などの支援を行うとともに、健康支援体制の充実を図ります。

(2) 安心して子どもを育てられる環境づくり

- ▶ 子育て家庭の様々なニーズに応えられる多様な保育の受け皿の充実とともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。
- ▶ 放課後児童クラブについて、ニーズに応じた受入定員を確保するとともに、質の向上に取り組みます。
- ▶ 地域全体で子育て家庭を支えるため、地域子育て支援拠点を中心に、子育て家庭の交流機会の充実や、身近な場所で子育てを楽しく行える環境づくりに取り組みます。
- ▶ 子育てに関する負担や不安を軽減させるため、関係機関・団体等と連携し、相談・情報提供・支援の充実を図ります。

(3) 次代の社会を担う子ども・青少年が健全に成長する環境づくり

- ▶ 子ども・青少年の豊かな人間性と社会性をはぐくむため、学習、スポーツ、文化活動、地域活動など様々な体験の機会とともに、世代間交流を始め多様な交流の機会の充実を図ります。
- ▶ 社会的養護が必要な子ども・青少年や子育て家庭について、子ども・青少年の健やかな育ちを最優先に、状況に応じた適切な対応に取り組みます。

- ▶ 困難を抱えている子ども・若者に対し、気軽に相談でき、支援につなげる体制を強化することにより、不安や悩みの解消、自立に向けた支援の充実を図ります。

成果指標

参 考

- ▶ 妊娠・出産について満足している者の割合（妊娠期から産後早期に助産師・保健師等専門職からの指導やケアを十分に受けられた者の割合）

（所管課所等のアンケート）

- ▶ 安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合

（市民アンケート（無作為抽出））

- ▶ 子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合

（市民アンケート（無作為抽出））

第8章 文化

第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

現状と課題



- ▶ 本市では、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成 24 (2012) 年 4 月に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行しました。そして、この条例に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に展開してきました。
- ▶ 本市には、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」等の魅力ある資源があります。これらを始め地域に根ざした文化芸術資源の発掘・保護・活用を進めてきたほか、文化芸術活動の促進、文化芸術の鑑賞機会や活動の場となる施設の充実などに取り組んできました。具体的には、大宮盆栽美術館、漫画会館、岩槻人形博物館、鉄道博物館を中核とした魅力ある資源を活用した各種取組を進めるとともに、平成 29 (2017) 年の第 8 回世界盆栽大会、令和 2 (2020) 年の、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化オリンピアードである「さいたま国際芸術祭 2020」など、国内外に向けて本市の魅力をアピールするための催しを開催しました。また、文化芸術活動の場を充実させるため、市民会館おおみや及び市民会館うらわの移転・リニューアルにも取り組んできました。
- ▶ 今後は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携も視野に入れた施策展開が求められています。具体的には、本市の魅力ある資源を筆頭に様々な魅力ある資源の更なる活用に取り組むほか、新たな資源の発掘や魅力の創造により、文化芸術を活用したまちの活性化を推進する必要があります。また、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、誰もが気軽に文化芸術に触れられる機会の充実や市民の文化芸術活動の活性化を一層図る必要があります。さらに、文化センターを中心とした「文化芸術創造拠点」を構築し、文化施設間の連携強化を図るなど、多様な取組を総合的に推進する必要があります。
- ▶ 本市には、平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在、国指定 10 件、県指定 75 件、市指定 444 件、合計 529 件の有形・無形の指定文化財が存在しています。この他にも数多くの文化財や遺跡等が存在し、多様な歴史と文化に関する資源があります。これら貴重な歴史文化資源を将来にわたり保存・継承するとともに、都市づくりに活用していく必要があります。

目指す方向性

総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目指します。

施 策

(1) 文化芸術を活用したまちの活性化

- ▶ 「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」等の本市の魅力ある資源を始め、多様な歴史と文化芸術を基盤に、新たな魅力の創造と市内外への積極的な発信に取り組みます。
- ▶ 歴史文化資源や文化芸術を活用し、学校教育や生涯学習、観光、経済を始め幅広い分野との連携を進め、国内外との交流、地域経済、地域コミュニティ等の活性化を図ります。
- ▶ 文化芸術活動の場や多様な文化芸術に触れ合う場となる施設の機能の拡充等、子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、幅広い文化芸術活動を行うことができる環境の充実に取り組みます。

(2) 文化芸術活動の促進

- ▶ 関係団体等との連携を図りながら、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、市民等が文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組みます。
- ▶ 文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供を始め文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実等に取り組みます。
- ▶ 多くの人が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術施策を推進し、多様な文化芸術を鑑賞できる機会の充実に取り組みます。

(3) 歴史文化資源の保存・継承・活用

- ▶ 有形・無形の指定文化財の保存・活用・継承を図ります。また、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、城下町や宿場町等の面影を残す景観、市の変遷を示す資料などの記録化と収集・整理・活用に取り組みます。

成果指標

参 考

- ▶ 文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合）
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 文化芸術活動（鑑賞を含む）を行う市民の割合（過去１年間に１回以上の文化芸術活動（鑑賞を含む）を行った市民の割合）
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)

第9章 都市インフラ

第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ

現状と課題



- ▶ 今後、人口減少・高齢化の進展が予測される中、都市機能が無秩序に薄く拡散すれば、高齢者の利便性の低下や既存ストックにかかる維持管理費の増大など、様々な問題が生じるおそれがあります。
- ▶ このため、都市機能の集約化を図るとともに、地域特性を踏まえながら、にぎわいと交流を有する魅力的な都市空間の形成に取り組む必要があります。
- ▶ 本市は、鉄道4事業者33駅を抱えており、なかでも東北・上越・北陸新幹線を始め、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は、東日本の交通の要衝であるとともに、全国でも有数のターミナル駅となっています。また、国道16号や国道17号、国道17号新大宮バイパス、東京外かく環状道路、首都高速道路、東北自動車道などの幹線道路網も充実しています。
- ▶ しかしながら、鉄道を中心に通勤・通学時間帯では混雑が激しく、また、主要幹線道路や鉄道駅周辺で交通混雑が発生し、バスは定時性・速達性の低下などが生じており、交通網の強化や利便性の向上を図る必要があります。
- ▶ その一方で、今後更に財政を取り巻く環境が厳しさを増すことが懸念される中、道路整備を着実に進めるためには、必要な道路を厳選し、効果の高いものから優先的に整備するなど、財政規模と連動した計画・整備を進める必要があります。
- ▶ 大宮駅周辺地区については、様々な都市機能が集積している一方で、都市基盤の整備の遅れに伴う慢性的な交通渋滞の解消や防災性の向上などの課題があります。そのため、「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」等を踏まえ、市街地開発事業により、本市の都心としての拠点性の向上を図るとともに、大宮駅を中心とした交通機能の強化、歩行者ネットワークの形成等を推進する必要があります。
- ▶ さいたま新都心周辺地区については、これまでに都市基盤が整備され、国の広域行政機能など様々な都市機能が集積しているものの、更なる土地活用の充実・強化を図るといった課題があります。そのため、「さいたま新都心将来ビジョン」に基づき、適正な土地利用転換と活用を促進するとともに、本市の都心としての魅力あるまちづくりを民間活力を導入して推進する必要があります。

- ▶ 浦和駅周辺地区については、鉄道高架化により、東西市街地の一体化が図られましたが、駅周辺の狭い道路の解消など、都市基盤の整備が遅れているといった課題があります。そのため、市街地再開発事業等により、防災性の向上を図りつつ、商業・業務、文化・交流、街なか居住などの機能充実・強化に取り組み、本市の都心としてのにぎわいや回遊性を高める市街地の再構築を推進する必要があります。

目指す方向性

「都心」においては、多様で高次の都市機能の充実・強化、「副都心」では、都心を補完し、各地区の特性に応じた都市機能の集積を図り、良好な住環境や都市景観の形成を目指します。さらに、広域的な交流を支えるネットワークを充実させ、今後も持続的に都市活力を生み出し、多くの人が集まる交流拠点都市を目指します。

施 策

(1) 都市基盤整備の推進

- ▶ 東日本の中核都市としての本市の主たる拠点機能を担う2つの都心（大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区及び浦和駅周辺地区）と4つの副都心（日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区）において、それぞれの位置付けにふさわしい都市基盤の整備を計画的に推進します。

(2) 多様で高次の都市機能の集積

- ▶ 都市基盤の整備と土地の高度利用・複合利用を推進することにより、都心においては、多様で高次の都市機能の集積、副都心においては、それぞれの地域特性に応じた都市機能の集積を図るとともに、各地区の特性を最大限活用したにぎわいと交流を生む歩きたくなる都市空間を形成し、多様な魅力を創出する拠点として育成します。

(3) 広域的な交通施策の推進

- ▶ 都市活動を支える利用しやすい移動環境を確保し、コンパクトなまちの形成を図るため、市民を始め、交通事業者、関係行政機関と相互に連携し、交通に関する課題や目標を共有しながら、ハード・ソフトの両面からなる交通施策を総合的かつ戦

略的に推進します。また、軌道系交通網の強化に向けて、浦和美園～岩槻地域の成長・発展を進めるとともに、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸促進に取り組み、東西交通大宮ルートへの導入検討や市内各鉄道の利便性向上を図ります。

- ▶ 幹線的な道路の整備を進め、都市活動を効果的に支えることが可能な南北軸と東西軸からなるネットワークを形成します。

成果指標

参 考

- ▶ 都心・副都心における土地区画整理事業・市街地再開発事業の進捗率等
(所管課所等の独自調査)
- ▶ 都心・副都心に活気があり、魅力的であると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 都心・副都心の駅の1日当たりの乗降客数（定期利用者を除く）
(民間事業者の統計等)
- ▶ 鉄道、バスの年間利用者数
(民間事業者の統計等)
- ▶ さいたま市の交通の利便性に関する満足度
(所管課所等の独自調査)

第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ

現状と課題



- ▶ 本市では、これまで人口減少・少子高齢化、環境問題など、市街地を取り巻く社会経済状況の変化に対応するため、既存の市街地の再構築・再生、環境負荷の低減など、質を重視した持続可能なまちづくりへの転換を目指し、取り組んできました。
- ▶ 全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、本市においても引き続き将来的な人口構造の変化や各地区の特性・ニーズを踏まえた市街地整備を推進するとともに、ICT等の利活用を進め、より安全・安心で快適に暮らすことができる持続可能なまちづくりに向けて、環境負荷の低減など市街地の質的な改善と都市機能の向上に取り組む必要があります。
- ▶ また、市内には、氷川神社や岩槻城址などの歴史・文化のほか、さいたま新都心周辺に代表される新たな街並み、更に様々な伝統行事やイベント等を含めて景観資源が豊富にあります。これらを生かし、都市と自然が調和した景観を形成していくことが重要です。
- ▶ これらの資源を次世代に継承すべき貴重な財産として保全・活用・創造していくためには、市民の理解や様々な活動への参加が重要となっています。
- ▶ 都市公園については、身近な公園が不足している市街地において新規整備を推進するとともに、既存公園の老朽化が進んでいることや公園の質の向上が求められていることから、既存公園の改修及び維持管理・運営方法の改善が必要です。また、緑の保全・整備や緑化の推進に向けた市民や事業者の主体的な取組への支援を強化する必要があります。
- ▶ 住宅については、ニーズの多様化や住宅セーフティネット再構築の重要性が高まるなど、社会情勢の変化に的確に対応することが求められています。また、市営住宅については、厳しい財政状況が見込まれる中で、供給量の増加を図ることが難しく、一方で老朽化が進んでいるため、その対策が課題となっています。
- ▶ 生活道路の整備については、消防・救急等の緊急活動の妨げとなる狭あい道路、路面排水の悪い道路や舗装の老朽化など様々な問題を抱えており、整備に対する市民要望は多く、早期対応を図る必要があります。
- ▶ また、高齢社会の進展や環境問題への意識の高まりなど、社会情勢が変わりつつある中で交通弱者の移動手段の確保、環境負荷の低減などを念頭に、公共交通はこれまでで

上に重要な役割を果たすとともに、過度な自動車利用から公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換を促進する必要があります。

- ▶ 近年、環境・健康志向から自転車利用に対するニーズが高まっている一方で、ルール・マナーの意識向上や自転車走行空間の整備、需要に応じた駐輪環境の改善など自転車利用環境の向上を図る必要があります。
- ▶ 本市の水道給水量は、節水意識の定着、節水型機器の普及などにより人口増にもかかわらず横ばい傾向にあります。このようなことから水道料金収入の増加が見込めない一方で、高度経済成長期に集中的に整備された水道施設の老朽化が進み、その維持管理や更新・耐震化に対応する必要があります。
- ▶ 市民の暮らしや都市活動を支える極めて重要なライフラインとして、常に信頼される水道を維持し続けるためには、従来にも増して計画的かつ効率的な事業経営を推進することが求められています。
- ▶ 本市の下水道普及率は、平成 30（2018）年度末現在 93.2%に達していますが、今後とも市民の生活環境や公共用水域の水質の保全のため、公共下水道の整備を進めるとともに、設備の更新・耐震化をより一層推進する必要があります。
- ▶ 接続戸数が増加していくなか、世帯規模の縮小や節水型機器の普及などにより 1 件当たりの汚水処理量が減少傾向にあり、全体として、下水道使用料収入は増加が見込めないことから、効率的な経営改革に向けた取組の強化が課題となっています。

目指す方向性

個性豊かで魅力ある景観を形成し、環境との調和を保ちながら、質の高い生活環境の提供を目指します。また、誰もが使いやすく、環境負荷が少ない公共交通優先の交通体系を確立するとともに、安全かつ安定的な水の供給や下水道の普及など、市民生活を支える基盤を整備します。

施 策

(1) 個性豊かで潤いのある都市空間の形成

- ▶ 市民・事業者・行政の協働により、地域の状況に応じた景観に関する誘導・保全・啓発を行い、個性豊かで魅力ある良好な都市景観形成を図ります。

- ▶ 市街地における公共空間の緑化や市民・事業者等による主体的な取組への支援を推進するとともに、市民との協働により緑を創り育て、潤いのある都市空間の形成を図ります。
- ▶ 地域特性や市民ニーズを踏まえた質の高い公園の整備・改修を進めるとともに、市民や地域が参加する管理運営の促進や Park-PFI の導入を図るなど、公民連携に取り組めます。

(2) 地区の特性や居住ニーズを踏まえた良好な住環境の創出

- ▶ ユニバーサルデザインや環境負荷の軽減に配慮しながら、各地区の位置付けや特性を踏まえた都市機能の集積及び良好な住環境の創出に取り組めます。
- ▶ 市民の主体的な活動を支援するとともに、事業者や民間団体等の多様な主体との連携を図り、都市づくりを進めます。また、都市基盤整備を進めている地区では、計画的に市街地の形成を図るとともに、長期にわたり事業化されていない地区では、社会情勢や市民の意見等を踏まえつつ、都市計画の見直しなど、良好な住環境の形成に取り組めます。
- ▶ 子育て世帯や高齢者向けの高断熱性能を有する等環境負荷の軽減に配慮した良質な住宅の確保、マンションの良好な居住環境を確保するための支援、空き家への対応など、住生活を取り巻く環境の変化に対応した住宅を充実させるとともに、良質な住環境の形成を促進します。
- ▶ 住宅の確保が困難な市民に対して、公的賃貸住宅のほか、民間賃貸住宅の活用促進など、住宅セーフティネット機能の向上を図り、居住の安定の確保に取り組めます。
- ▶ 市営住宅については、高齢者、障害者、子育て世代など住宅に困窮している方が安心して暮らせるよう、老朽化した住宅の建替えや修繕等を計画的に行い、良質な住宅の供給に取り組めます。

(3) 公共交通・生活道路・自転車利用環境の充実

- ▶ 集約型都市構造の維持に向けた効率的な公共交通ネットワークの形成・強化を図ります。
- ▶ 市民の日常生活における移動手段を確保し、持続可能な公共交通ネットワークの実現を図ります。

- ▶ 安全で快適な生活空間を確保するため、生活道路の整備・修繕を進めるとともに、歩車共存道路としての整備や交差点の改良、踏切の拡幅等を計画的に進め、歩道の設置、道路の緑化など、道路環境の向上を図ります。また、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、都市計画道路の見直しを行い、効率的かつ効果的に道路整備を推進します。
- ▶ 「人と環境にやさしい 安全で元気な自転車のまち さいたま」の実現を目指し、サイクルツーリズムの推進、シェアサイクルの普及、正しい自転車利用の啓発、自転車通行環境の整備、駐輪場の利便性向上等の各施策を実施し、総合的に自転車利用環境の向上を図ることで、自転車のまちづくりを推進します。

(4) 安全かつ安定的な水の供給や下水道の整備

- ▶ 安全かつ安定的な水の供給のため、健全な経営の下、老朽水道施設の計画的な更新、整備を進めるとともに、耐震化を進めるなど、災害に強い水道を構築します。
- ▶ 下水道の普及を推進するため、健全な経営の下、施設の耐震化や改築を行い、安全・安心な都市の実現に向けた取組を推進します。

成果指標

参 考

- ▶ 良好な都市景観の形成が進み、街なかに緑や開放的な空間が感じられ、快適な生活ができていると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 道路整備・土地区画整理・市街地再開発事業など、まちの基盤整備が進んでいると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 誰もが安心して暮らせる住まいが確保されていると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 身近な公共交通や、安全な生活道路が整備されていると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 自転車利用環境に関する満足度（快適性、安全性、ルール・マナー、情報提供、市の取組）
(市民アンケート（無作為抽出）)

参 考

▶ 水道管路の耐震化率

(所管課所等の独自調査)

▶ 下水道施設の耐震化率

(所管課所等の独自調査)

第 10 章 防災・消防

第 1 節 災害に強い都市の構築

現状と課題



- ▶ 東日本大震災は、東北地方沿岸部の都市に壊滅的な打撃をもたらし、東日本大震災以降においても、平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨による洪水被害などの大規模自然災害等により、全国各地において大きな被害を受けてきました。また、令和元（2019）年 10 月の台風第 19 号では、本市においても 1,000 棟を超える家屋に浸水被害が生じるなど、市民生活に多大な影響をもたらしました。
- ▶ 近年多発している局地的な豪雨や台風、今後切迫する首都直下地震などの大規模自然災害による大きな被害の懸念は高まっているため、本市の内外を問わず実災害から得られた教訓を生かしながら、防災対策の不断の見直しを行う必要があります。
- ▶ 本市では、事前防災及び減災、迅速かつ円滑な復旧復興のため、平常時には「公助」によるインフラ整備などのハード整備や、地域防災力向上のためのソフト対策、災害時の救援・救護等、防災への取組を絶え間なく続けているところです。
- ▶ しかし、現在想定されている首都直下地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には、公助の限界についての懸念も指摘されています。
- ▶ 今後、より災害に強い都市を推進していくためには、建築物の耐震化支援や治水対策、災害時における被害の拡大防止や被災者救助など、「公助」の取組が必要であると同時に、自らの生命は自らが守る「自助」、地域での助け合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高めることも重要な課題となっています。
- ▶ また、近年の異常気象や高齢者の増加、建築物の複雑化などの社会環境の変化により、救急を始めとする消防需要は増加の一途をたどっており、市民の安全・安心を守るため、盤石な消防・救急体制の構築が求められています。

目指す方向性

市民の生命・身体及び財産を守り、安心して安全に暮らせるよう、災害に強く、災害があっても都市機能の回復が図られる強じんさを併せ持つ都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら防災・消防体制の充実を図ります。

施 策

(1) 災害に強い都市基盤整備

- ▶ 都市・生活インフラや住宅等建築物の耐震性の確保、緊急輸送道路の確保など、地区の特性に応じた災害に強い都市づくりを総合的かつ計画的に推進します。
- ▶ 河川の改修や調節池及び雨水管・雨水貯留施設などの整備を行い、治水安全度の向上を図るとともに、雨水貯留浸透施設の設置、透水舗装などの雨水流出量の抑制を行うことにより、都市型水害にも対応できる総合的な治水対策を推進します。

(2) 地域と共に進める災害対策

- ▶ 市民・事業者への防災知識の普及・啓発を促進し、子どもから高齢者まで市民が、災害への備えや自分の身を守るための適切な行動がとれるようにするため、行政、関係機関及び地域が連携し、防災意識の醸成を図ります。
- ▶ 市民が互いに支え合い、避難支援や避難所運営等を円滑に行うことが、被害の拡大防止につながるため、地域防災活動の中心となる自主防災組織を育成強化し、更なる市民との協働、共助による取組を支援し、地域防災力の向上を図ります。

(3) 消防・救急体制の充実強化

- ▶ 大規模・多様化する火災や自然災害等の各種災害から、市民の生命と財産を迅速・的確に守るため、必要となる施設や人員等をハード・ソフト両面から計画的に整備することで、災害を防除し、災害による被害の軽減を図ります。
- ▶ 市民・事業者に対する防火思想の普及啓発等により、火災の発生防止と被害の軽減及び高齢者被害の低減を図るための火災予防対策を推進します。
- ▶ 増加する救急需要に対応するため、救急体制の充実強化に取り組み、市民と共に応急手当の知識や技術を広め、傷病者の症状の悪化防止を図り、適切な医療機関への速やかな搬送につなげます。

成果指標

参 考

- ▶ 建物の耐震化、道路の整備、河川の改修等、災害に強いまちづくりが進んでいると感じる市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

- ▶ 日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

- ▶ 消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

- ▶ 火災件数 (失火による出火件数)

(国・県等の統計等)

- ▶ 病院収容所要時間 (119 番通報から医師引継ぎまでの時間)

(国・県等の統計等)

第11章 経済・産業

第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興



現状と課題

- ▶ 本市は、新幹線6路線が乗り入れる大宮駅を有する「東日本の玄関口」として、地理的優位性が高く、東日本のヒト・モノ・情報呼び込むとともに市内外に発信し、交流を促進することで、本市及び東日本全体の経済を活性化していくことが期待されています。
- ▶ 経済の急速なグローバル化の進展に伴い、本市の産業特性を生かしながら、市内企業の海外での販路開拓や事業機会の創出などを積極的に支援し、経済活動の更なる国際化を推進する必要があります。本市においては、次世代を担う新産業分野を創出・育成するため、技術力の高い中小企業の競争力の一層の強化や、地理的優位性を生かしながら、産学官金連携の推進による研究開発の促進を推進する必要があります。
- ▶ 地域経済の活性化と合わせて、財政基盤の強化及び雇用機会の創出を図るためにも、本市の優れたビジネス環境を生かし、国内外の優良企業の本社・研究開発機能などの誘致を引き続き進め立地を促進していく必要があります。企業の立地促進に当たっては、受け皿となるオフィスや産業用地が不足していることから、その創出が求められています。
- ▶ 日本経済は、人口減少・少子高齢化などの景気のマイナス要因に直面しているほか、新興国の台頭を始めとする外的要因や今後のエネルギー政策の動向など、先行きが見通せない状況にあります。このような中、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化に向けた意欲的な取組を支援する必要性が一層高まっています。
- ▶ 多様な人材の活躍による地域経済の活性化を図るため、幅広い世代を対象とした産業人材の育成を支援する必要があります。また、平成30（2018）年12月に可決・成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、今後増加が見込まれる外国人労働者を含め、世代・状況に応じた就労支援を実施するとともに、人手不足が深刻な中小企業等の人材確保のため、就労・職場定着に資する支援が求められています。
- ▶ 本市の商業に関しては、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあります。個店の魅力向上を図るとともに、地域資源と連携する

ことで、来街者を呼び込み、市内消費の拡大につながる取組など、従来の枠組みにとらわれない支援策が求められています。また、商店街は、従来からの商業機能に加え、地域コミュニティの拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの核としてにぎわいを創出する各種イベントの開催や地域の課題等に対応した事業に取り組む商店会に対し、積極的な支援を行っていく必要もあります。

目指す方向性

東日本地域との連携を積極的に進めながら、本市の特性を生かした新たな産業を創出するとともに、地域産業を育てる環境を整備し、市内経済規模の維持・拡大を図ります。

施 策

(1) 東日本連携による経済交流の活性化

- ▶ 本市において東日本の「ヒト・モノ・情報」の交流・発信を促進し、本市と東日本地域の経済交流を活性化させます。

(2) さいたま市の特性を生かした新たな産業の創出

- ▶ 高度な基盤技術を有する研究開発型ものづくり企業の集積という本市の強みを生かし、産学官金連携などによる戦略的な研究・技術開発支援を行うとともに、技術提携、市場開拓などの海外展開支援を通じた、市内中小企業の競争力強化を図ります。
- ▶ 特に、医療・ヘルスケア関連、AI・IoT・ロボット関連など、成長の著しい産業分野におけるイノベーションを創出するため、大学などの研究機関との連携を支援します。
- ▶ 本市の持つ地理的優位性や、豊富な人材、研究開発型企業の集積という強みに加え、継続した企業活動を可能とする災害に強い事業環境など、様々な特性を生かし、また、本市のポテンシャルを高めるプロジェクトと連携しながら、企業の立地を促進します。促進に当たっては、その受け皿となる新たなオフィス及び産業用地の創出を図ります。

(3) 活力ある地域産業を育てる環境の整備

- ▶ 関係団体や支援機関、金融機関との連携により経営支援体制を整備するとともに、制度融資を始めとする各種支援の着実な実施により、地域経済を支える中小企業者や創業者の経営基盤の強化を図ります。
- ▶ 創業の活性化に向けた環境づくりを進めるとともに、既存企業の新事業展開、技術力の強化、販路拡大、新製品の開発などに対する支援に取り組みます。
- ▶ 企業によるCSR活動の推進に向けた取組への支援や、コミュニティビジネス等の地域課題解決を目指す取組の事業化支援など、地域と共生する事業活動を支援することで、企業等によるSDGsの取組を推進します。

(4) 地域経済を支える人材の育成、就労支援及び魅力ある就労環境の整備

- ▶ 多様な人材が活躍することで地域経済が活性化していくことを目指し、将来の産業・企業活動を担う子どもたちを始め、幅広い世代を対象に、あらゆる機会を通じて勤労観・職業観の醸成、職業に関する知識や技能の習得・向上などを図るとともに、高い専門性や技術を持った人材と中小企業等を結ぶ仕組みづくりなどにより、産業人材の育成と活用を推進します。
- ▶ 働く意欲を持つあらゆる求職者の就労を目指し、それぞれのニーズに応じた施策を講じるとともに、国や埼玉県等関係機関との連携等を通じ、就労支援の充実を図ります。
- ▶ 勤労者が生き生きと働けるように、市内企業・事業所における環境の改善・向上や勤労者福祉の充実など、誰もが働きやすい就労環境の整備を図ります。

(5) 商業活性化のためのにぎわいづくり

- ▶ 商店街（会）の環境整備やまちの特色を創出する事業への支援など、商業の活性化のためのにぎわいづくりを推進します。

成果指標

参 考

- ▶ 東日本の都市を身近に感じる市民の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

参 考

▶ 国内の販路拡大に向けた商談件数

(所管課所等の独自調査)

▶ 海外の販路拡大に向けた商談件数

(所管課所等の独自調査)

▶ 企業立地件数

(所管課所等の独自調査)

▶ 法人市民税（法人税割）の納税義務者数

(所管課所等の独自調査)

▶ 市民の就業率

(市民アンケート（無作為抽出）)

▶ 働きやすい職場であると感じる市民在勤者の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

▶ 商店街に魅力を感じる人の割合

(所管課所等の独自調査)

▶ 商店街・商業地区の歩行者通行量

(所管課所等の独自調査)

第2節 観光の振興とM I C Eの推進



現状と課題

- ▶ 本市は、サッカーを始めとするスポーツ資源、盆栽や人形を始めとする文化資源など、多彩な地域資源を有しており、平成29（2017）年の第8回世界盆栽大会や令和2（2020）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等も契機としながら、その様々な地域資源の魅力を高め、活用していくことで、地域経済の活性化や交流機会の増加、さらには本市のブランド力向上につなげていくことが求められます。
- ▶ その際、観光地としての都市間競争力を強化するため、観光客のターゲットやニーズを明確に設定し、既存の観光資源を相互にリンクさせた周遊型の観光商品づくりや、地域特性を生かした新たな観光資源の発掘とネットワーク化を図る必要があります。
- ▶ さらに、これまで国際会議を始めとするコンベンションやスポーツイベントの誘致等に取り組んできましたが、今後も積極的にM I C Eの誘致を推進し、経済の活性化など、都市の活力の向上につなげていく必要があります。

目指す方向性

地域資源などの魅力を生かした観光の振興とともにM I C Eを積極的に推進します。

施 策

（1）地域資源などの魅力を生かした観光の振興

- ▶ スポーツや文化、伝統行事や伝統産業、豊かな自然環境や特色ある農業など、本市の多彩な地域資源と魅力を生かし、「さいたま市ブランド」の育成を図るとともに、市内外から人が集まり、交流とにぎわいを創出する取組を推進します。
- ▶ 市外からの来訪者の増加を図るとともに、本市の魅力に対する市民の関心を高めるため、積極的なシティセールスや、来訪者を迎え入れる環境づくりに取り組みます。
- ▶ 国際会議などのコンベンション、イベント等の誘致や開催支援、来訪者の受入体制の充実に取り組みます。

成果指標

参 考

▶ 入込観光客数

(所管課所等の独自調査)

▶ M I C E開催による経済波及効果

(所管課所等の独自調査)

第3節 都市農業の振興



現状と課題

- ▶ 本市の農業に関しては、全国的な傾向と同様に、農業就業人口の減少や高齢化、後継者の不足、農地の減少が進み、依然として厳しい状況にあります。
- ▶ 食の安全・安心の確保、災害時の避難場所や延焼遮断などの防災機能、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの形成など、農業・農地が果たしている多面的機能が、将来にわたり持続的に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を守り支えていく必要があります。また、より多くの市民が安心して地元の農産物を購入できるよう、地産地消の拡大に向けた総合的な取組を進める必要があります。

目指す方向性

農業の多面的な機能を重視しながら、農地の保全を図り、都市農業の活性化に取り組みます。

施策

(1) 持続可能な農業の確立

- ▶ 農業者や就農希望者への支援などにより、意欲ある担い手の確保・育成を進めるほか、農業経営安定化に向けた支援に取り組みます。
- ▶ 地産地消の推進に向け、新鮮さや安全性に優れた農産物の生産とそのブランド化を進めるとともに、子どもから大人まで、市民が農業に触れ合う機会の拡大を図ります。
- ▶ 農地を確保し、農地の有効利用を図るため、生産基盤の整備及び農業者への営農のための保全活動支援を推進します。

成果指標

参考

- ▶ 市内産農産物を意識して買う・食べている市民の割合
(市民アンケート(無作為抽出))

▶ 担い手への農地の集積率

参 考

(所管課所等の独自調査)